

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年11月5日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成29年7月11日、会社Aに雇用され、B所在の同社C支店で玩具商品の検品、品出し及び販売の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成30年5月31日、D医療機関に受診し、「右変形性膝関節症、右膝関節痛」と診断された。請求人によると、平成29年7月14日、売り場応援として行っていたE（以下「本件事業場」という。）で、玩具の検品等業務に従事していたところ、しゃがんだ状態から立ち上がり商品の箱を積み上げようとした際に右膝に違和感を覚えた（以下「本件災害」という。）という。
- 3 本件は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年6月14日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成30年5月31日、D医療機関を受診し「右変形性膝関節症」と診断された。当該傷病と本件災害との間に相当因果関係があるか否かを検討すると、F医師は、「初診時の症状は、本件災害により生じた症状が継続していたものと認められるか：不詳」、「右変形性膝関節症は本件災害が原因となり増悪したか：不詳」、「右変形性膝関節症と本件災害との関連性について：不明」、「右ひざ関節痛の発生機序：不明」と意見しており、さらにG医師は平成30年10月24日付けの意見書において、要旨、症状の発現から長期間経過しており、この間は日常生活をしていることから、受傷起点は、労働災害に当てはまらなないと考えられる旨意見している。
- (2) D医療機関及びH医療機関の診療録から、請求人には平成29年7月から右膝外側の痛み、右膝ひっかかり感といった症状が出現していたとの自訴が認められることから、請求人が主張する傷病が発生したことは否定し得ないものの、本件災害とは関係のない原因により負傷した可能性も十分に推察される。F医師及びG医師の所見を踏まえると、同傷病の発生機序は不明であると判断する。
- (3) 以上の各事実を総合すれば、請求人が主張する本件災害と請求人に発症した傷病との間に相当因果関係は認められず、業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月27日